

第1回鳥取県二輪車交通安全運転コンテスト開催要綱

一般財団法人鳥取県交通安全協会
鳥取県二輪車安全運転推進委員会

1 趣旨

二輪車運転者の安全運転技能と交通マナーの向上を図ることにより、交通事故を防止しようとするものである。

2 主催

一般財団法人鳥取県交通安全協会
鳥取県二輪車安全運転推進委員会

3 共催

鳥取県警察本部

4 後援

鳥取県二輪車普及安全協会

5 開催日時

令和3年10月17日(日) 13:00～15:20 (※小雨決行)

6 開催場所

東伯郡湯梨浜町上浅津216番地
鳥取県自動車運転免許試験場

7 日程

- 開会式 13:00～13:10
- 競技 13:10～15:00
- 集計 15:00～15:10
- 表彰式 15:10～15:20
- 解散 15:20

8 クラス別と使用車両

- (1) 女性クラス (125CC)
- (2) 高校生等(20歳未満)クラス (50CC)
- (3) 普通二輪クラス (400CC以下)
- (4) 大型二輪クラス (400CC超)

の4クラスとし、それぞれの車を運転する資格を有すること。

使用車両は、出場者の持ち込みとし、一般市販車で整備されたもの。ただし、モトクロス、ロードレース等競技車両を除く。

9 出場資格

選手の出場資格は、次の条件に該当する者とする。

- ・ それぞれのクラスの車両を運転する資格を有する者

- ・ 高校生等クラスについては短大、大学、高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、高等専門学校、専修学校・各種学校在学者又は卒業者並びにその他の働いている若者で、全国大会初日において20歳未満の者ただし、次の者を除く。

- ・ 二輪車安全運転推進委員会の特別指導員及び指導員
- ・ 警察官
- ・ 自動車教習所の指導員、メーカー認定の指導員、テストドライバー及びこれに準ずる者
- ・ 過去3年以内に運転免許の取り消し、又は停止の処分（拒否、保留を含む。）を受けたことのある者、又は過去3年以内に運転免許の拒否、保留の処分に該当する違反行為をした者
- ・ 過去全国大会において個人優勝したことのある者（高校生等クラスの優勝者が一般A又は一般Bクラスに出場する場合を除く）
- ・ トライアルライセンス、モトクロスライセンス国際A級・国際B級、又は国内A級取得者並びにロードライセンス国際級取得者で本県内に居住する者

1 0 競技種目

- (1) 法規履行走行～法規履行走行能力とマナーを主体とした実技走行
- (2) 技能走行～極小バランス

1 1 競技審査基準

競技はすべて減点方式とし、各クラス選手の持ち点は、600点とする。

- (1) 法規履行走行は、持ち点500点とする。
- (2) 技能走行は、持ち点100点とする。

1 2 成績及び順位

成績は得点数によって表示をし、順位は得点数の高い方を上位とする。

得点数が同じ場合は、法規履行走行で1回の減点数の少ない者を上位とする。

（脱輪（減点100）×1回と安全不確認（減点50）×2回であれば、後者が上位）

1 3 出場者

10月17日（日）午前中に実施するグッドライダーミーティングに出場する者で安全運転コンテストに参加を希望する者とする。

1 4 表彰

- (1) 入賞者は各クラス1位から3位までとし、表彰状、盾を贈る。
- (2) 参加賞を全出場選手に贈る。

1 5 注意事項

- (1) 二輪車の安全運転に適した服装であること。
（ヘルメットは、PSCマーク又はCSマークのついた車種排気量に対応したものを正しく装着すること。）

- (2) 運転免許証を必ず携行すること。
- (3) 胸及び脊椎を防護するためのプロテクターを必ず装着すること。

1.6 コンテスト運営

コンテストの運営については、別に定めるところによる。